

此の町名は、元祿九年の地子町肝煎裁許附等にも記載せずといへども、古き町名なりけん。萬治二年七月奉公人請人書付に、大理工右衛門先年西町片原町に罷有。今程如來寺之下め西町に罷在候。と書載せたり。按るずに、め西町は念西町なるをメサイと呼び誤りて、め西町と記載せしものなるべし。萬治二年の頃は、如來寺いまだ卯辰如來寺町にありて、念西町は元如來寺町の近邊なる故なり。此の町名今は廢して、木町四番丁といへり。

○念西町來歴

木町即願寺の來歴書に、美濃國高森の郷士高森登岐守秀知と云人、後出家して念西と稱し、天正十年越中國新川郡黑崎村に居住し、同十七年加賀國へ來り、淺野川念西町の地に居住す。故に町名を念西町と呼べり。といへり。又按ずるに、天明六年の淨土宗寺院來歴書に、如來寺之末庵念西院、久敷無住にて及破壊處、寬永年中念西と稱する隱遁者、修理を加へ住居致し、爾來念西院と唱へ來りたり。かの隱遁者念西居住之頃は、微妙公小松御往來之御庵室へ御腰被爲掛、御懇意に被成。依之念西を御前へ被召、屋敷

地望のヶ所候は、可被下旨御直に御意有之。念西隱居の身分にて候へば、過分之屋敷は望無御座、百歩程許の地何方にては拜領仕度旨申上ける所、即ち石川郡泉村の地内にて、百歩許の地拜領仰付けられたり。とあり。右傳記にて考ふるに、如來寺の末庵念西院といふ庵室は、如來寺卯辰の地にありし時の塔中にて、其の庵室のありたる地をば、即ち念西町と呼びたりしと聞ゆ。念西と稱する隱遁者も、此の念西町なる念西院に居住して、吾が庵室の如くなしたりし故、念西と名に呼びたるものなるべし。微妙公の御腰を掛けさせられたりとの傳説に據れば、風雅の庵室にて、殊に彼の念西と稱せし隱遁者も風雅人なりしゆゑに、御意に應じ御懇にて、後石川郡泉野にて隱室の屋敷地をも給はり、その時代名高きものなりしゆゑ、町名にも呼びたるならんか。

○玄門寺前

玄門寺の前通りを呼べり。明治四年戸籍編成町名取調の時、下小川町とす。

○狐峰山玄門寺

淨土宗なり。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基、寬永十年玄門和尚建立。此時於武州江戸内藤善齋微妙公へ被願立、寺屋敷三百三歩餘拜領の處、萬治年中より地子地に相成。此外四十九歩卯辰村より請地、三拾四歩玄門寺前町地より請込、二十歩後金屋町より請込、都合四百六拾歩餘とありて、寬永の創立以來此地にある寺なり。故に町名にも呼びたるなるべし。

○玄門和尚傳

一書に云ふ。卯辰玄門寺の開山玄門和尚は、甲斐國にて十八萬石を所領せし花村但馬守の二男也。出家して玄門と號し、淨土の學事に長ぜるにより、加賀如來寺の住職と成る。後卯辰に一寺を創立し、玄門寺と號して隱寮とす。といへり。按ずるに、貞享二年の由來書に、寬永十年玄門和尚玄門寺を建立の時、於江戸内藤善齋微妙公へ被願立、寺屋敷拜領被仰付。とあり。右内藤善齋と云ふ人は、花村對馬守の族人にて、玄門和尚と俗縁なりしゆゑに、寺地の事をば周旋せられしならん。内藤善齋が事は、藤田内藏允安勝が筆記せし微妙公御直旨と題號せる夜話録に、その話共を記

載せり。其の傳話にいふ。微妙公江戸に在府し給ふ頃、御茶壺の口切の節、遠州座敷と申御間において、酒井讚岐守殿を招請被成、御料理、御茶など出、御相伴は内藤善齋也。其時分善齋へ被仰。土井大炊殿は節々南無阿彌陀佛くと御申候。あれは何事を被申候哉と存候處、年寄候へば皆あれにて候。今は身の上に罷成候と被仰候へば、善齋被申候は、年寄候へば皆同事にて候由被申候處、微妙公、善齋ははや其心に被成候哉と被仰候て御笑被遊。と見わ、また讚岐守殿御招請之時分、大松亭と申す御亭にて、微妙公御咄被遊たり。此屋敷は元大久保相模守殿の屋敷にて、是に有之松など何れも相模殿時分の木なる由御咄也。本郷之御屋敷御居間より相見わ、深山と申やう成所に、泉水懸作り之御亭有之、探幽に達摩(庵)の繪を被仰付、依之達摩亭(庵)と申候。御居間より直に御見通し被成候様に被仰付讚岐守殿御招請之時分、右之御亭にて御菓子等出たり。讚岐守殿、是は御露地之様には無御座、扱々ふるびたる体見事成儀と被仰。御相客内藤善齋、是は深山と相見わ申由挨拶被申候へば、微妙公仰之通也。是は僧正が谷とも可申由被仰、御笑